

医療法の一部を改正する法律の概要

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること。

1. 地域医療連携推進法人制度の創設

(1) 都道府県知事の認定

○ 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。

<参加法人(社員)>

- ・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人。
 - * 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。

<主な認定基準>

- ・ 地域医療構想区域を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。
- ・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるものと定めていること。
- ・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を少なくとも求めるものと定めていること。
 - * 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う。

(2) 実施する業務

- 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進(介護事業等も含めた連携を加えることができる。)
- 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。
 - * 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。

(3) その他

- 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用。
- 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる。

2. 医療法人制度の見直し

(1) 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関する事項

- 事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定める会計基準(公益法人会計基準に準拠したものを予定)に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施。
- 医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届出。
- 医療法人に対する、理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定。理事会の設置、社員総会の決議による役員の選任等に関する所要の規定を整備。

(2) 医療法人の分割等に関する事項

医療法人(社会医療法人その他厚生労働省令で定めるものを除く。)が、都道府県知事の認可を受けて実施する分割に関する規定を整備。

(3) 社会医療法人の認定等に関する事項

- 二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、全ての都道府県知事ではなく、当該病院の所在地の都道府県知事だけで認定可能。
- 社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって一定の要件に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは収益業務を継続して実施可能。

3. 施行期日等

- 公布の日(平成27年9月28日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2(1)(一部)、(2)、(3)については、公布の日(平成27年9月28日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

地域医療連携推進法人制度について(概要)

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保。

地域医療連携推進法人

※ 一般社団法人のうち医療法上の非営利性の確保等の基準を満たすものを認定

社員総会

意見具申
←
(社員総会はその意見を尊重)

地域医療連携推進評議会

○ 統一的な医療連携推進方針(病院等の連携推進の方針)の決定

○ 医療連携推進業務等の実施

診療科(病床)再編(病床特例の適用)、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、資金貸付(基金造成含む)、関連事業者への出資等

医師の配置換え、救急患者受入ルールの策定、訪問看護等による在宅生活支援等

○ 参加法人の統括(予算・事業計画等へ意見を述べる)

※ 社員は各一個の議決権。ただし、不当に差別的な取扱いをしないこと等を条件に、定款で別段の定めをすることが可能。

⇒ ・グループ病院の特長を活かして、地域医療・地域包括ケアを推進
・グループ病院の一体的経営により、経営効率を向上

認可・監督

都道府県知事

意見具申

都道府県医療審議会

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参加法人(非営利法人に限る)

医療法人A

病院

医療法人B

病院

医療法人C

診療所

その他の
非営利法人D

介護事業等

◎ 「医療法の一部を改正する法律案」 提案理由説明 （抄）

高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められています。

このため、昨年成立した改正医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされておりますが、そのための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな法人制度を創設することが必要です。併せて、医療の公共性に鑑み、医療法人の経営の透明性を一層高める等の必要があるため、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を説明いたします。

第一に、医療機関の業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人の医療機関の業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みを創設することとしています。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすこととしています。

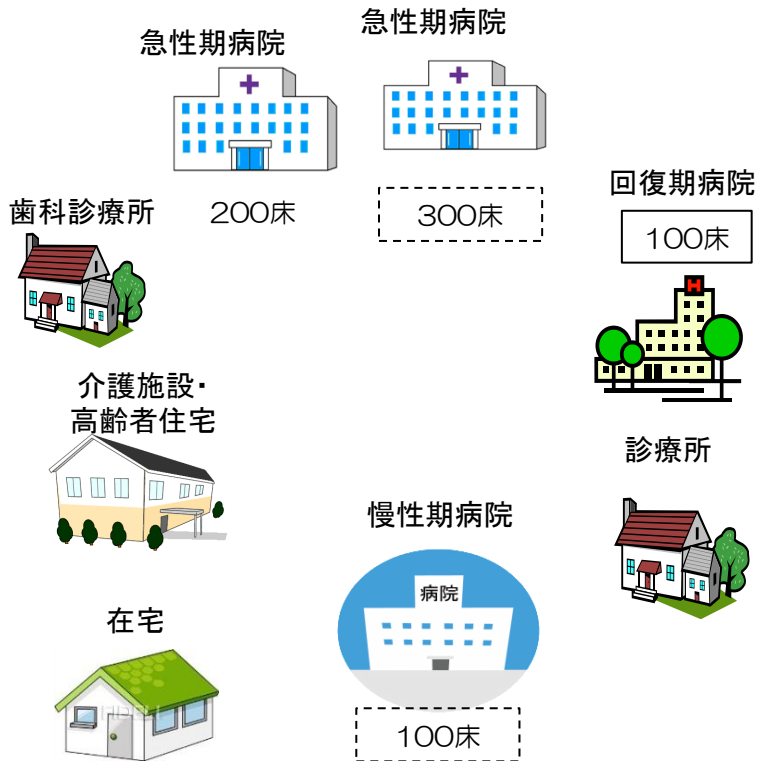
第二に、医療法人の経営の透明性を高めるため、一定の基準に該当する医療法人の計算書類について、会計基準に従った作成、公認会計士等による外部監査の実施、公告等を義務付けることとしています。また、医療法人の役員がその任務を怠った場合の責任を明確にし、医療法人の適正な運営の確保を推進することとしています。

このほか、医療法人の分割に関する規定を整備するとともに、社会医療法人の認定要件の特例等を設けることとしています。

<イメージ①：地域の病院ネットワークの法人化>

課題

- 急性期病院：過剰
(過剰な設備投資・医療従事者確保競争)
- 回復期病院：不足
(在宅復帰への橋渡し役の不足)
- 慢性期病院：過剰
(在宅復帰ではなく長期入院)
- 在宅医療機関：不足
(在宅医療への対応体制不十分)
- 歯科診療所：バラツキ
(入院者・入所者への対応不十分)



対応：統一的な方針を調整・決定して課題に対応

- 急性期病院から回復期病院へ病床融通
(急性期病院の減床・回復期病院の増床)
- 慢性期病院の機能転換による在宅医療の充実
(慢性期病院の減床・在宅医療の体制強化、医療従事者の研修)
- 医療機関と介護施設・高齢者住宅の連携の強化
(入所者・在宅の訪問看護・診療の充実)



<イメージ②：地域の複数の総合病院のグループ化>

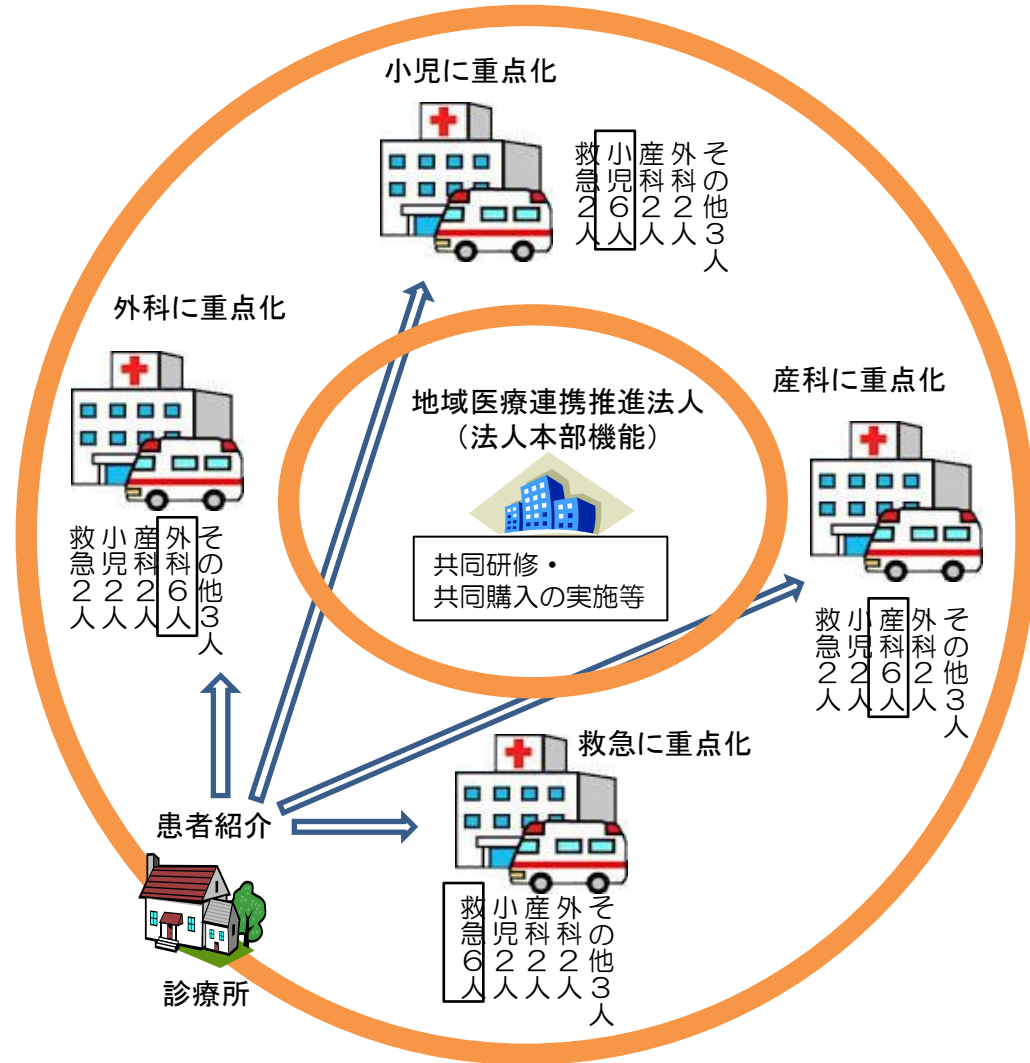
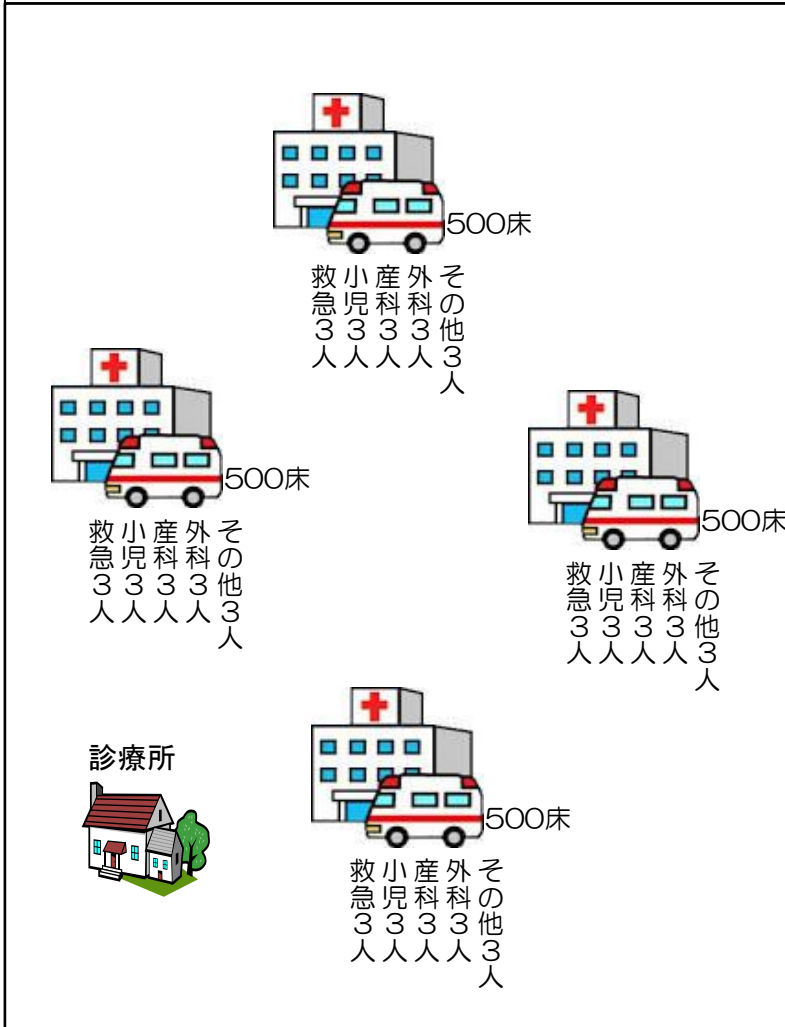
課題：病院間の役割分担がない

- ・診療内容が競合
- ・診療規模・質が中途半端
— 医師が適正配置されていない等
- ・医療機器を別々に購入
- ・高難度症例が分担されていない



対応：統一的な方針を決定して病院間の役割分担

- ・診療内容を重点化
- ・医師の集約化により、医師を確保、質の向上
- ・共同研修で専門性を高める、共同購入で効率化
- ・専門性の高い病院への患者紹介の円滑化



地域医療連携推進法人の認定基準(医療法第70条の3第1項)

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによつて医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 医療連携推進業務が医療法第70条の2第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。(医療連携推進方針には、医療連携推進地域、機能分担・業務連携に関する事項、当該事項の目標等を記載しなければならない。また、医療連携推進区域は、地域医療構想区域を考慮して定めなければならない。)
- ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑦ 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質な医療を提供するために必要な者として定款で定めているものであること。
- ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が2以上であるものであることその他の参加法人の構成が医療連携推進目的に照らし、適当と認められるものとして要件を満たすものであること。
- ⑨ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件等を付していないものであること。
- ⑩ 社員は各1個の議決権を有するものであること。(不当に差別的な取扱いでなく、かつ、提供した金銭に応じて異なる取扱いでなければ、定款において、議決権の数や議決権の行使の条件など別に定めることが可能。)
- ⑪ 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること。
- ⑬ 役員について、「役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること」、「各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること」、「理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者であること」のいずれにも該当するものであること。
- ⑭ 代表理事を1人置いているものであること。
- ⑮ 理事会を置いているものであること。
- ⑯ 地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。(医療を受ける者、関係団体、学識経験者等で構成。)
- ⑰ 参加法人が予算の決定等その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- ⑱ 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- ⑳ ①～⑲に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして定める要件に該当するものであること。

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定①

1. 地域医療連携推進法人における一社員一議決権の原則、剰余金の配当禁止、残余財産の分配禁止

○ 一社員一議決権

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一～九（略）

十 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

十一～二十（略）

2（略）

○ 剰余金の配当禁止

第54条 医療法人（地域医療連携推進法人）は、剰余金の配当をしてはならない。

○ 残余財産の分配禁止

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一～十八（略）

十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

二十（略）

2（略）

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定②

2. 地域医療連携推進法人に対する都道府県知事の監督に関する主な規定

○ 定款の変更に対する都道府県知事の認可(重要事項の認可に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要)

第70条の18 第五十四条の九(第一項及び第二項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。(以下略。)

2 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第五十四条の九第三項の認可(前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。)をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第54条の9 (略)

2 (略)

3 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4～6 (略)

○ 代表理事の選定及び解職に対する都道府県知事の認可(認可に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要)

第70条の19 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定③

○ 都道府県知事による報告徴収(業務停止命令・役員解任勧告に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要)

第63条 都道府県知事は、医療法人(地域医療連携推進法人)の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 (略)

第64条 都道府県知事は、医療法人(地域医療連携推進法人)の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人(地域医療連携推進法人)が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地域医療連携推進法人の認定の取消し(取消しに当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要)

第70条の21 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消さなければならない。

一 第七十条の四第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。

2 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消すことができる。

一 第七十条の三第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

3 認定都道府県知事は、前二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

4～7 (略)

医療法人の会計基準等に関する規定①（※改正後の規定）

○ 医療法人の会計基準

第50条 医療法人の会計は、この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

○ 会計帳簿の作成

第50条の2 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

○ 事業報告書等の作成

第51条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から十年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

4 医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

5 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

6 医療法人は、前二項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

医療法人の会計基準等に関する規定②（※改正後の規定）

○ 事業報告書等の提出

- 第51条の2 社団たる医療法人の理事は、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。
- 2 理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 3 第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 理事は、第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、財団たる医療法人について準用する。この場合において、前各項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第二項中「社員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

○ 事業報告書等の公告

- 第51条の3 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。

○ 事業報告書等の閲覧

- 第51条の4 医療法人（次項に規定する者を除く。）は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。
- 一 事業報告書等
 - 二 第四十六条の八第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）
 - 三 定款又は寄附行為
- 2 社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。）をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。
- 一 前項各号に掲げる書類
 - 二 公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）

医療法人の会計基準等に関する規定③（※改正後の規定）

○ 事業報告書等の閲覧(続き)

第51条の4

3 医療法人は、第五十一条の二第一項の社員総会の日(財団たる医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日)の一週間前の日から五年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 前三項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用する。この場合において、第一項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第二項中「限る。」とあるのは「限る。」の写し」と、前項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

○ 事業報告書等の届出

第52条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 事業報告書等
- 二 監事の監査報告書
- 三 第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

○ 会計年度

第53条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

※ 改正法附則

(事業報告書等に関する経過措置)

第8条 第二条の規定による改正後の医療法第50条の2から第52条までの規定は、この法律の施行の日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、この法律の施行の日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理①

- ・ 新規事項：黒、法律・モデル定款等記載既存事項：白
- ・ 医療法人(理事長等含む)の義務：○、条件時義務：□、医療法人の任意：△、その他法定事項：◇
- ・ 現行医療法に規定：法、モデル定款に規定：モ、指導要綱に規定：指

※ 以下は法律事由であり、定款・寄附行為に規定がなくても全医療法人に適用される。モデル定款等は法改正を踏まえて改正する予定であるが、医療法人においては、定款・寄附行為を施行するまでに必ずしも改正する必要はない。

区分	項目	根拠条文	分類	
機関の設置	社員総会(評議員、評議員会)、理事、理事会及び監事の設置	第46条の2	○	モ
	決議	第46条の3	△	法・モ
社員総会	社員名簿の備置	第46条の3の2第1項	○	法・モ
	定時社員総会の開催	第46条の3の2第2項	○	法・モ
	臨時社員総会の開催	第46条の3の2第3項	○	法・モ
	請求時の招集義務	第46条の3の2第4項	□	法・モ
	招集の通知義務	第46条の3の2第5項	○	法・モ
	通知事項の決議	第46条の3の2第6項	△	法・モ
	一社員一議決権	第46条の3の3第1項	◇	法・モ
	決議の条件	第46条の3の3第2項	◇	法・モ
	議事の決し方	第46条の3の3第3項	◇	法・モ
	議長の議決参加	第46条の3の3第4項	◇	法・モ
	議決の代替	第46条の3の3第5項	△	法・モ
	議決の欠格事由	第46条の3の3第6項	◇	法・モ
	特定事項の説明	第46条の3の4	■	
	議長の選任	第46条の3の5第1項	◇	法・モ
	議長の役割	第46条の3の5第2項	◆	
	議長の命令権	第46条の3の5第3項	▲	
	議事録の作成	第46条の3の6 (一般社団法人法第57条第1項)	○	指

区分	項目	根拠条文	分類	
社員総会	議事録の備置(主たる事務所)	第46条の3の6 (一般社団法人法第57条第2項)	○	指
	議事録の備置(従たる事務所)	第46条の3の6 (一般社団法人法第57条第3項)	○ 例外規定有り	指
	議事録の請求	第46条の3の6 (一般社団法人法第57条第4項)	▲	
評議員及び評議員会	評議員の要件	第46条の4	◇	法・モ
	評議員会の組織	第46条の4の2	◇	法・指
	定時評議員会の開催	第46条の4の3第1項	○	モ
	臨時評議員会の招集	第46条の4の3第2項	△	モ
	議長の設置	第46条の4の3第3項	◇	法・モ
	請求時の招集義務	第46条の4の3第4項	○	法・モ
	招集の通知義務	第46条の4の3第5項	●	
	通知事項の決議	第46条の4の3第6項	▲	
	決議の条件	第46条の4の4第1項	◇	法・モ
	議事の決し方	第46条の4の4第2項	◇	法・モ
	議長の議決参加	第46条の4の4第3項	◇	法・モ
	議決の欠格事由	第46条の4の4第4項	◇	モ
	理事長による評議員会の意見聴取	第46条の4の5第1項	○	モ

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理②

区分	項目	根拠条文	分類	
評議員及び評議員会	寄附行為の定め	第46条の4の5第2項	△	モ
	役員への意見等	第46条の4の6第1項	△	法
	決算等の報告	第46条の4の6第2項	○	法
	議事録の作成	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第1項)	○	指
	議事録の備置(主たる事務所)	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第2項)	○	指
	議事録の備置(従たる事務所)	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第3項)	○ 例外規定有り	指
	議事録の請求	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第4項)	▲	
役員 の選任 及び 解任	役員の設置	第46条の5第1項	○ 例外規定有り	法・モ
	役員の決議(社団)	第46条の5第2項	◇	モ
	役員の決議(財団)	第46条の5第3項	◇	モ
	医療法人と役員との関係	第46条の5第4項	◆	
	役員の要件	第46条の5第5項	◆	
	管理者の加入	第46条の5第6項	○ 例外規定有り	法・モ
	管理者の退職	第46条の5第7項	◇	法・モ
	監事の兼任禁止	第46条の5第8項	◇	法・モ
	役員任期	第46条の5第9項	◇	法・モ
	役員解任(社団)	第46条の5の2第1項	◆	

区分	項目	根拠条文	分類	
役員 の選任 及び 解任	損害賠償の請求(社団)	第46条の5の2第2項	◆	
	決議の要件(社団)	第46条の5の2第3項	◆	
	役員解任(財団)	第46条の5の2第4項	◆	
	決議の要件(財団)	第46条の5の2第5項	◆	
	役員権利義務	第46条の5の3第1項	◇	モ
	一時役員選任	第46条の5の3第2項	□	法
	役員補充	第46条の5の3第3項	□	法・モ
	監事選任に関する監事の同意	第46条の5の4 (一般社団財団法第72条第1項)	●	
	議案提出の請求	第46条の5の4 (一般社団財団法第72条第2項)	◆	
	監事選任等についての意見の陳述	第46条の5の4 (一般社団財団法第74条)	◆	
理事	理事選出	第46条の6	◇	法・モ
	理事長の権限等	第46条の6の2	◇	法・モ
	監事への損害に関する報告	第46条の6の3	■	
	代表者の行為に関する損害賠償責任	第46条の6の4 (一般社団財団法第78条)	◆	
	代行理事の権限	第46条の6の4 (一般社団財団法第80条)	■	
	表見理事長	第46条の6の4 (一般社団財団法第82条)	◆	

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理③

区分	項目	根拠条文	分類	
理事	忠実義務	第46条の6の4 (一般社団法人法第83条)	◆	
	競業及び利益相反取引の制限	第46条の6の4 (一般社団法人法第84条)	■	
	社員(評議員)による理事の行為の差止め	第46条の6の4 (一般社団法人法第88条)	▲	
	理事の報酬等の額の定め	第46条の6の4 (一般社団法人法第89条)	●	
理事会	理事会の組織	第46条の7	◆	
	理事の権限	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第91条第1項)	◇	モ
	理事長の報告義務	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第91条第2項)	●	例外規定有り
	競業及び医療法人との取引等の制限	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第92条)	■	
	理事会の招集	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第93条第1項)	◆	
	理事会の招集の請求	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第93条第2項及び第3項)	▲	
	通知による招集手続	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第94条第1項)	●	
	手続なしでの開催	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第94条第2項)	▲	

区分	項目	根拠条文	分類	
理事会	理事会の決議	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第95条第1項及び第2項)	◇	指
	署名又は記名押印	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第95条第3項及び第4項)	□	指
	決議の賛成の推定	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第95条第5項)	◆	
	理事会の決議の省略	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第96条)	▲	
	議事録等の備置	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第97条第1項)	○	モ
	閲覧又は謄写の請求	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第97条第2項)	▲	
	債権者の請求	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第97条第3項及び第4項)	▲	
裁判所の許可	理事会への報告の省略	第46条の7の2第1項 (一般社団法人法第98条)	▲	
	非訟事件の管轄	第46条の7の2第2項 (一般社団法人法第287条)	(◆)	
	疎明	第46条の7の2第2項 (一般社団法人法第288条)	(◆)	
	陳述の聴取	第46条の7の2第2項 (一般社団法人法第289条)	(■)	

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理④

区分	項目	根拠条文	分類	
裁判所の許可	理由の付記	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第290条)	◆	
	即時抗告	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第291条)	▲	
	原裁判の執行停止	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第292条)	◆	
	非訟事件手続法の規定の適用除外	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第294条)	◆	
	最高裁判所規則	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第295条)	◆	
	監事	監事の職務	第46条の8	◇
意見の陳述		第46条の8の2第1項	◇	法
理事会の招集		第46条の8の2第2項及び第3項	◆	
監事による理事の行為の差止め		第46条の8の3 (一般社団財団法第103条)	◇	モ
医療法人と理事との間の訴えにおける法人の代表		第46条の8の3 (一般社団財団法第104条)	◆	
監事の報酬等の額の定め		第46条の8の3 (一般社団財団法第105条)	●	
費用等の請求		第46条の8の3 (一般社団財団法第106条)	■	

区分	項目	根拠条文	分類	
役員等の損害賠償責任	役員等の損害賠償責任	第47条	◆	
	医療法人に対する損害賠償責任の免除	第47条の2 (一般社団財団法第112条)	◆	
	責任の一部免除	第47条の2 (一般社団財団法第113条第1項)	◆	
	開示	第47条の2 (一般社団財団法第113条第2項)	■	
	監事の同意	第47条の2 (一般社団財団法第113条第3項)	■	
	社員総会の承認	第47条の2 (一般社団財団法第113条第4項)	■	
	理事等による免除に関する定款(寄附行為)の定め	第47条の2 (一般社団財団法第114条)	▲	
	責任限定契約	第47条の2 (一般社団財団法第115条)	▲	
	理事が自己のためにした取引に関する特則	第47条の2 (一般社団財団法第116条)	◆	
	役員等の第三者に生じた損害賠償責任	第48条	◆	
	連帯債務者	第49条	◆	
	責任追及の訴え	第49条の2 (一般社団財団法第278条)	▲	

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理⑤

区分	項目	根拠条文	分類		区分	項目	根拠条文	分類	
役員等の損害賠償責任	訴えの管轄	第49条の2 (一般社団財団法第279条)	◆		役員等の損害賠償責任	再審の訴え	第49条の2 (一般社団財団法第283条)	▲	
	訴訟参加	第49条の2 (一般社団財団法第280条)	▲			医療法人の役員等の解任の訴え	第49条の3 (一般社団財団法第284条)	▲	
	和解	第49条の2 (一般社団財団法第281条)	◆			被告	第49条の3 (一般社団財団法第285条)	◆	
	費用等の請求	第49条の2 (一般社団財団法第282条)	▲			訴えの管轄	第49条の3 (一般社団財団法第286条)	◆	

医療法人に新しく実施義務が規定された内容(上記①～⑤の●の事項)

○ 招集通知

・第46条の4の3第5項

評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従ってしなければならない。

・第46条の7の2第1項(一般社団財団法第94条)

理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(これを下回る期間を定款(寄附行為)で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

○ 監事選任時の監事の同意

・第46条の5の4(一般社団財団法第72条第1項)

理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。

○ 役員報酬の決定手続

・第46条の6の4(一般社団財団法第89条)

理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として社団たる医療法人(財団たる医療法人)から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款(寄附行為)にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。

・第46条の8の3(一般社団財団法第105条第1項)

監事の報酬等は、定款(寄附行為)にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。

定款(寄附行為)又は社員総会若しくは評議員会においては、理事及び監事に対する報酬等の総額をそれぞれ定めることで足り、個々の理事又は監事の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議又は監事の協議によって定めることは差し支えない。(内閣府公益認定等委員会事務局FAQ V-6-①、V-6-④)また、報酬等の総額の上限を超えない限り、毎会計年度の社員総会(評議員会)における決議はしなくてもかまわない。(法務省見解)

○ 理事長の業務状況報告

・第46条の7の2第1項(一般社団財団法第91条第2項)

理事長は、三箇月以内に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款(寄附行為)で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

○ 趣旨

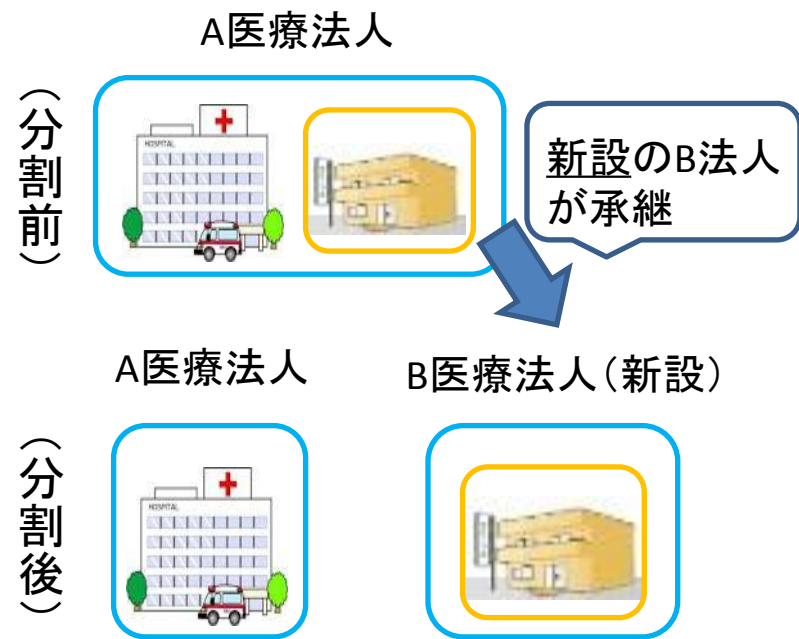
医療法人において、合併と同様の手続を、分割についても整備。(第60条～第61条の6)

○ 具体的内容

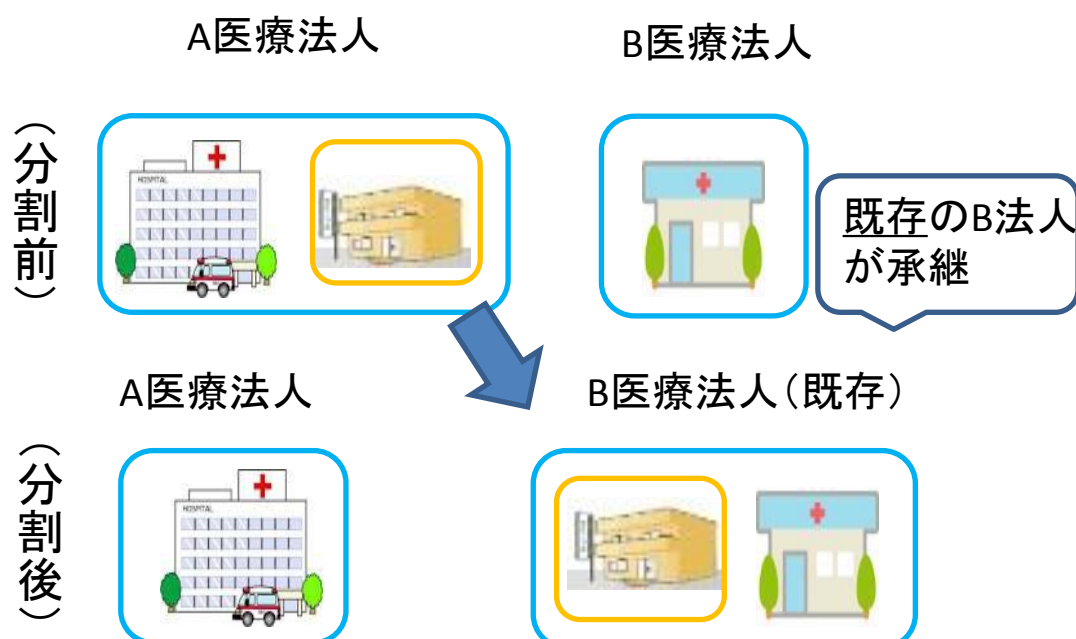
医療法人の病院事業等に関する権利義務を

- ①新設分割: 新しく設立する医療法人に承継させること。
- ②吸収分割: 既存の他の医療法人に承継させること。

①新設分割



②吸収分割



※ 分割制度の対象とならない医療法人: 社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人

医療法人の分割に関する規定①

○ 吸収分割

第60条 医療法人(社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。以下この款において同じ。)は、吸収分割(医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。)をすることができる。この場合においては、当該医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人(以下この目において「吸収分割承継医療法人」という。)との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第60条の2 医療法人が吸収分割をする場合には、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収分割をする医療法人(以下この目において「吸収分割医療法人」という。)及び吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 吸収分割承継医療法人が吸収分割により吸収分割医療法人から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第60条の3 社団たる医療法人は、吸収分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

- 2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割をすることができる。
- 3 財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 吸収分割は、都道府県知事(吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第60条の4 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸収分割に係る分割の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

医療法人の分割に関する規定②

第60条の5 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第60条の6 吸収分割承継医療法人は、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割医療法人の権利義務(当該医療法人が行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

- 2 前項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割医療法人に対して、吸収分割医療法人が次条の分割の登記のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割承継医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第60条の7 吸収分割は、吸収分割承継医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

○ 新設分割

第61条 一又は二以上の医療法人は、新設分割(一又は二以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。)をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

- 2 二以上の医療法人が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の医療法人は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

医療法人の分割に関する規定③

第61条の2 一又は二以上の医療法人が新設分割をする場合には、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設分割により設立する医療法人(以下この目において「新設分割設立医療法人」という。)の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 二 新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項
- 三 新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人(以下この目において「新設分割医療法人」という。)から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第61条の3 第六十条の三から第六十条の五までの規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第六十条の三第一項及び第三項中「吸収分割契約」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四項中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と読み替えるものとする。

第61条の4 新設分割設立医療法人は、新設分割計画の定めに従い、新設分割医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割医療法人に対して、新設分割医療法人が次条の分割の登記のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割設立医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

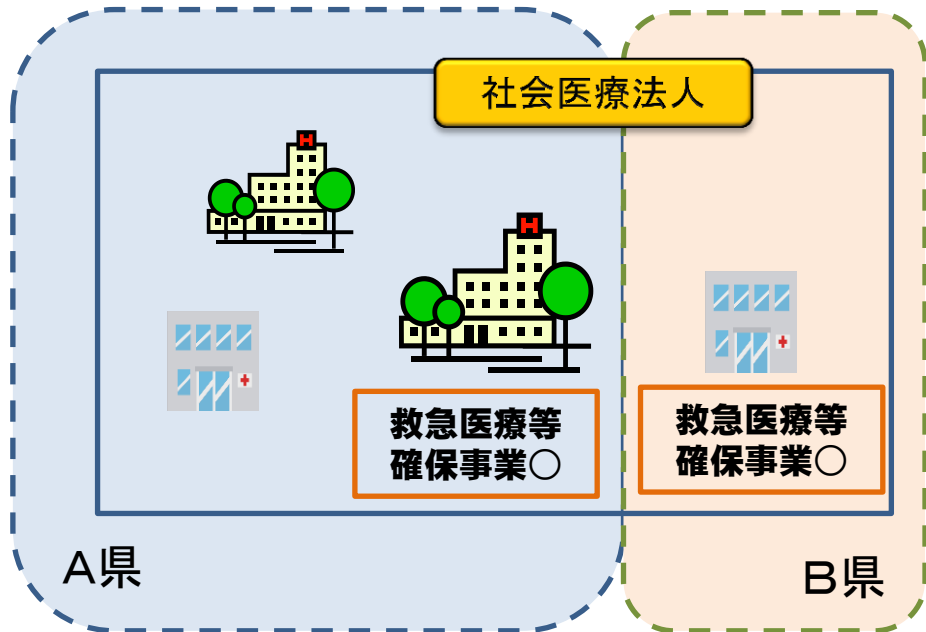
第61条の5 新設分割は、新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第61条の6 第二節(第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。)の規定は、新設分割設立医療法人の設立については、適用しない。

複数の都道府県において病院又は診療所を開設している医療法人が社会医療法人の認定を受けるためには、救急医療等確保事業に関する要件を、病院・診療所を開設する全ての都道府県で満たすことが必要。

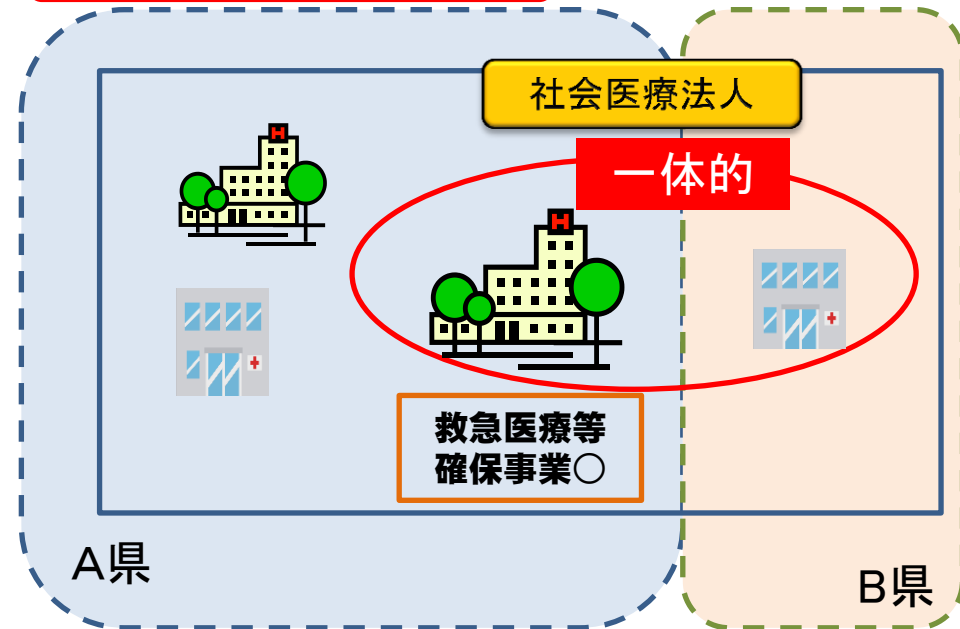
今回の改正では、一つの都道府県にある基幹的な病院と、隣接する都道府県にある診療所において、**医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準を満たしている場合には、救急医療等確保事業に関する要件を **病院** の所在地の都道府県で満たしていれば、病院が所在しない診療所の所在地で救急医療等確保事業に関する要件を満たしていなくても、社会医療法人として**認定できる**こととした。**（第42条の2第1項第4号ロ）

現行



全ての都道府県で救急医療等確保事業に関する要件を満たす医療機関を開設していることが必要である。

改正（認定要件の追加）



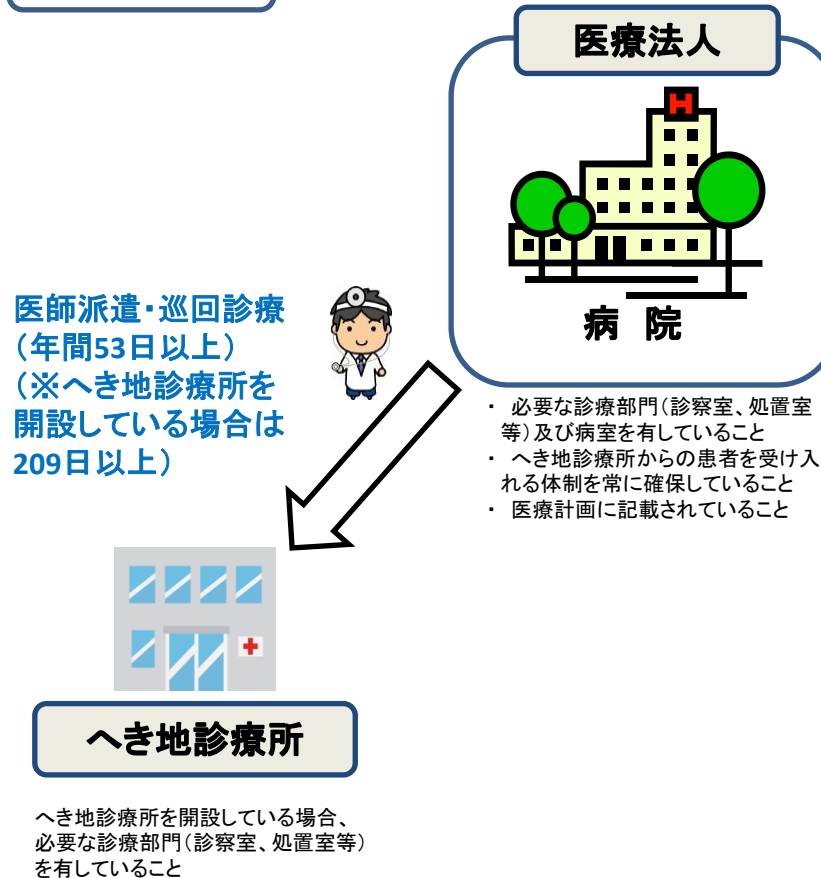
※「一体的」の基準は、隣接市町村に所在、両県の医療計画に連携体制が記載等（省令）

A県の病院が救急医療等確保事業を実施するとともに、B県の診療所と医療の提供を一体的に行っている場合、社会医療法人としての認定ができることとした。

医療法人が、へき地医療の総合的なノウハウを有するへき地医療拠点病院と、相互の機能を生かしてへき地医療を充実させることを目的として、以下の要件を満たす医療法人について社会医療法人として認定できることとした。（認定要件を追加）

- ① 医療法人(A)が、その病院の所在する都道府県内のへき地医療拠点病院(B)へ医師派遣を行い、
- ② へき地医療拠点病院(B)が、へき地診療所(C)へ医師派遣等を行う。
- ③ (A)→(B)の医師派遣、(B)→(C)の医師派遣等の、それぞれの日数が年間106日以上であること。

改正前



改正後(認定要件の追加)

